

社会福祉法人加茂光陽会（指定介護老人福祉施設）
「特別養護老人ホーム緑山荘」との施設利用契約に伴う

重 要 事 項 説 明 書

当施設は介護保険の指定を受けています。

岡山県指定第 3373500234 号

当施設は、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 1 施設経営法人

法人名 社会福祉法人 加茂光陽会

- (1) 法人所在地 岡山県津山市加茂町小中原 1 1 5 番地
- (2) 電話番号 0 8 6 8 - 4 2 - 3 6 6 2
- (3) 代表者氏名 理事長 只友 世毅子
- (4) 設立年月 昭和 6 1 年 7 月 1 6 日

2 利用の概要

(1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設 3 3 7 3 5 0 0 2 3 4

(2) 施設の目的

常時介護を必要とし、在宅での生活が困難な要介護状態にある高齢者等介護保険サービスの利用者が入所により、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう必要な居室及び共用施設等を利用いただき、必要な介護福祉施設サービスを提供することにより支援していくことを目的とします。

- (3) 施設の名称 指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム緑山荘」
- (4) 施設の所在地 岡山県津山市加茂町小中原 1 1 5 番地
- (5) 電話番号 電話 0 8 6 8 - 4 2 - 3 6 6 2
FAX 0 8 6 8 - 4 2 - 7 8 9 5
- (6) 施設長（管理者） 氏名 河本 泰精

(7) 当施設の運営方針

- ①介護サービスの提供に当たっては、利用者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするために、常に利用者の心身の状況等を的確に把握しながら施設サービス計画に基づき、必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供すべく努めるものとします。
- ②その他施設の運営に当たっては、介護保険法並びに関係省令等の趣旨及び内容に沿って運営するものとします。

(8) 開設年月 昭和62年 4月 1日

(9) 入所定員 60名

3 居室の概要

居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として2人から4人部屋ですが、他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。) 尚、居室の料金体系は同一となっております。

居室・設備の種類	部屋数	備考
2人部屋	15室	合計 60床
3人部屋	6室	
4人部屋	3室	
食堂	1室	
浴室	2室	介助浴・特殊浴槽
静養室	1室	
医務室	1室	

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設で、その可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。ただし、介護サービスの提供にやむを得ない場合もありますので、ご了承下さい。

4 職員の配置状況 (《重要事項説明書別表》「2 職員の配置状況」参照)

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として指定基準を遵守して職員を配置しています。

5 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。提供するサービスについて、介護保険給付の対象となる場合と料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き介護保険負担割合に応じた額が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 居室の提供

② 食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食 8：00～ 昼食 12：00～ 夕食 17：30～

③ 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 機能訓練

- ・機能訓練指導員または看護職員が中心となり、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ 健康管理及び療養上の世話

- ・医師や看護職員が、健康管理及び療養上の世話を行います。

⑦ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れ、又適切な整容が行なわれるよう援助します。
- ・その他日常生活上必要な援助を行います。

⑧ 生活相談等

- ・相談等の精神的ケア及び社会生活上の便宜を図ります。

<サービス利用料金>

(《重要事項説明書別表》「4 サービス利用金について」参照)

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)

◇当施設は、「社会福祉法人等による介護保険サービス利用負担軽減措置事業」の対象施設です。住所地の市町村に申請する必要がありますのでご相談ください。

(2) 介護保険給付の対象とならないもの(1)以外のサービス(契約書第4条)以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担になります。

<サービスの概要と利用料金>

① 特別な食事

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事をご用意します。

利用料金：要した費用の実費

② 理髪・美容

理髪・美容サービスは依頼している業者が不定期に行っていますのでご希望される場合はお申し出ください。なお、理髪店・美容室へのお申し込み・送迎はいたしかねますのでご了承ください。

③ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただく場合があります。

④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金：1枚につき20円

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給費対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑥ 契約書第19条に定める所定の料金

(《重要事項説明書別表》「4 サービス利用料金について」参照)

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金をお支払いいただきます。

尚、ご利用者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合にご契約者にご負担いただく料金は「要介護度1」に準じます。

⑦ 利用者が受ける医療費、薬剤費

実費

⑧ その他個人が負担することが適当と認められるサービス

実費

※ 上記の自己負担を含むサービスを提供する際には、事前に当該サービスの内容及び費用をご説明し同意をいただきます。

※ 以下のサービスについては、当該施設において、原則として無料でサービスを致します。但し、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由が生じた場合は、相当な額の自己負担をしていただく場合があります。

① 貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書等

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書(利用者現金授受確認票)を提出していただきます。

・当施設は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

・ご契約者の希望により、利用料、医療費、薬剤費、その他自己負担分については、請求があった際に預金より引き出し支払を行います。

・当施設は出入金の都度、出入金記録を作成管理し、その写しを四半期毎にご家族または後見人に交付いたします。

② 通院、入院等の移送

③ 材料費のかからないレクリエーション、クラブ活動

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第5条参照)

前記(1)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月10日頃にご請求しますので、月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア	預り金からの引き落とし
イ	窓口での現金支払
ウ	下記指定口座への振り込み 中国銀行 加茂支店 普通預金 1046908 緑山荘 荘長 只友世毅子

前記（２）の料金・費用は原則として当該サービス利用時毎に精算することとし明細を送付いたします。

（４）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称	所在地	電話
只友医院	津山市加茂町塔中 105-1	0868-42-2043
ひらいクリニック	津山市加茂町中原 61	0868-42-3131
薄元医院	津山市山北 435-8	0868-22-2465
井上歯科医院	津山市日本原 188 - 1	0868-36-5520

6 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。（契約書第13条参照）

①要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援又は要介護1、2と判定された場合
②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
③施設の減失や重大な毀損により、ご契約に対するサービスの提供が不可能になった場合
④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑤ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに、契約解除する旨を文書にて施設までご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができません。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとれない場合

(2) 事業者からの申し出により、退所していただく場合（契約解除）

(契約書第16条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にご利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ご利用者が連続して3ヶ月を越えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合※
- ⑤ご利用者が介護療養型医療施設に入院した場合

※ご利用者が病院等に入院された場合について（契約書第18条参照）

当施設に入所中に医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

1ヵ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は最大13泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することが出来ます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヵ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することが出来ます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

③ 3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することは出来ません。再び入所申込をしていただくと他の入所申込者と同じく 3 ヶ月に 1 度の入所検討委員会にて入所順を決定させていただきます。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくというものです。

なお、ご利用者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には使用した日数については、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第 17 条参照）

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7 残置物引取人（契約書第 20 条参照）

契約締結に当たり、「残置物引取人」を定めていただきます。

契約書並びに重要事項説明書の代筆者を以て「残置物引取人」とさせていただきます。当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8 サービス提供における事業者の義務（契約書第 7 条、第 8 条参照）

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取・確認します。
- ③ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。

- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者・ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧していただき、複写物を交付します。
- ⑤ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者または他の利用者などの生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただしご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

9 施設利用の留意事項

当施設のご利用に当たって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり以下のものは持ち込むことができません。

危険物と判断されるもの、明らかに不要と判断されるもの。

(2) 面会

面会時間 受付9：00～16：30

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。

※なお、来訪される場合、生ものの差し入れはご遠慮下さい。

(3) 外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

(4) 食事

食事が不必要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、「食事に係る自己負担額」は必要ありません。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

- ・居室及び教養施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生などの管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

- ・当施設の職員や入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内及び敷地内は禁煙となっております。

10 損害賠償について（契約書第10条、第11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

11 事故発生時の対応について（契約書第25条参照）

- (1) 事業者は、契約者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供より事故が発生した場合は、速やかに市町村、契約者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 事業者は事項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとします。
- (3) 事業者は、契約者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

12 虐待の防止のための措置に関する事項について（契約書第26条参照）

事業者は、利用者への虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための指針の整備
- (2) 虐待の防止及び予防のための委員会の設置
- (3) 従業者に対する虐待防止のための研修の定期的実施
- (4) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (5) 成年後見制度の利用支援
- (6) その他虐待の防止について必要な措置

13 苦情の受付について（契約書第27条参照）

- (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

【職名】 生活相談員

○受付時間 毎日 8：30～17：30

生活相談員が不在の場合でも他職員が苦情を受け付けております。

また、意見箱を玄関ホールに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

津山市役所 介護保険担当課	所在地 津山市山北 520 電話番号 0868-32-2070 F A X 0868-32-2153
津山市役所 加茂支所 介護保険担当課	所在地 津山市加茂町塔中 104 電話番号 0868-32-7033
岡山県国民健康保険 団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町 17-5 電話番号 086-223-8811 F A X 086-223-9109
岡山県運営適正化委員会	所在地 岡山市北区南方 2-13-1 電話番号 086-226-9400 F A X 086-226-9400

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 加茂光陽会

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム緑山荘

説明者職名

氏名

印

《重要事項説明書別表》

1 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建
- (2) 建物の延べ床面積 2,528.65㎡
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設しています。

【短期入所生活介護】平成12年4月指定 岡山県 3373500085号 定員6名

【通所介護】平成12年4月指定 岡山県 3373500085号 定員18名

令和5年2月より休止中

【認知症対応型共同生活介護】

平成18年2月指定 岡山県 3370301214号

定員2ユニット18名

2 職員の配置状況

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	指定基準	現配置数
1 施設長 施設長は、従業者及び業務の管理、その他施設の運営の管理を一元的に行うものとする。	1名	1名
2 医師 医師は、入所者の健康管理及び療養指導を行う。	必要数	1名以上
3 生活相談員 生活相談員は、常に利用者の心身の状況等を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導を行う。	1名	1名以上
4 介護職員 介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ介護及び看護の補助を行う。	19名以上	19名以上
5 看護職員 看護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ看護及び介護を行います。	3名	3名以上
6 管理栄養士または栄養士 管理栄養士または栄養士は、利用者の栄養基準量を基に献立表を作成するとともに、調理及び食品衛生上の管理を行う。	1名	1名以上
7 調理員 調理員は、管理栄養士または栄養士の管理のもと調理を担当する。	必要数	3名以上
8 機能訓練指導員 機能訓練指導員は、常に利用者の心身の状況等を的確に把握しつつ、利用者の身体機能の維持向上を図るための訓練を行う。	1名	0名

職 種	指定基準	現配置数
9 介護支援専門員 介護支援専門員は、他の職員との連携を図りながら、個々の利用者に対し適切な指定介護福祉サービスの提供を行うための施設サービス計画を作成する。	1名	1名以上
10 事務員 事務員は、事務に関する部門を担当する。	必要数	1名以上

<職員の勤務体制>

職 種	勤務体制	
1 医師	(内科、外科) 週2日以上 13:00～17:00	
2 生活相談員	8:30～17:30	
3 介護支援専門員	8:30～17:30	
4 介護職員	A 早番	7:00～16:00
	B 普通1	8:30～17:30
	C 普通2	8:45～18:00
	D 遅番1	10:00～19:15
	E 遅番2	12:00～21:00
	夜 夜勤	17:00～翌9:00
5 看護職員	I	7:30～16:30
	II	8:30～17:30
	III	9:30～18:30
	IV	7:30～12:30
	V	9:00～17:00
	VI	8:30～12:30
	VII	8:30～16:30
6 機能訓練指導員	8:30～17:30	
7 栄養士・管理栄養士	8:30～17:30	
8 調理員	早番	6:00～15:00
	普通	8:45～17:45
	遅番	9:45～18:45

3 サービス提供までの流れ (契約書第2条参照)

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。

「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は介護支援専門員が担当します。

6か月ごとの見直しにより必要に応じて変更を行い、その都度ご利用者及び家族の意向を確認し書面にて同意をいただき、交付いたします。

4 サービス利用料金について

○1 割負担の方

令和6年4月改正

ご利用者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1 サービス利用料金	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
2 うち介護保険から支給される金額(9割相当額)	5,301円	5,931円	6,588円	7,218円	7,839円
3 サービス利用に係る自己負担額(1割相当額)	589円	659円	732円	802円	871円
4 居室に係る自己負担額	855円				
5 食事に係る自己負担額	朝 305円、昼 590円、550円				
⑥ 自己負担合計 (3+4+5) 1割負担	2,889円	2,959円	3,032円	3,102円	3,171円

☆利用料金には、別途に体制の整備状況や利用される方の状況が加算要件に該当する場合、下記の該当する額が料金表⑥の自己負担合計に加算されます。

・初期加算	入所日から30日間	1日につき	30円
・外泊時費用	6日間(但し、月をまたぐ場合は最長12日間)	1日につき	246円
・外泊時在宅サービス利用の費用(初日と最終日は不可)	1月につき6日まで	1日につき	560円
・個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)		1日につき	(Ⅰ) 12円 (Ⅱ) 20円
・栄養マネジメント強化加算		1日につき	11円
・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)		1日につき	(Ⅰ) 22円 (Ⅱ) 18円 (Ⅲ) 6円
・日常生活継続支援加算(Ⅰ)		1日につき	36円
・看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)		1日につき	(Ⅰ) 4円 (Ⅱ) 8円
・配置医師緊急時対応加算		1回につき	早朝・夜間 650円 深夜 1,300円
	配置医師の通常の勤務時間外(早朝・夜間及び深夜を除く)		325円
・高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)(Ⅱ)		1月につき	(Ⅰ) 10円 (Ⅱ) 5円

・夜勤職員配置加算 (I) (III)	1日につき	(I)	13円
		(III)	16円
・口腔衛生管理加算 (I) (II)	1月につき	(I)	90円
		(II)	110円
・経口維持加算 (I) (II) 計画作成から6か月以内	1月につき	(I)	400円
		(II)	100円
・経口移行加算 計画作成から180日以内	1日につき		28円
・認知症専門ケア加算 (I) (II)	1日につき	(I)	3円
		(II)	4円
・認知症チームケア推進加算 (I) (II)	1月につき	(I)	150円
		(II)	120円
・若年性認知利用者受入加算	1日につき		120円
・看取り介護加算 (I) 死亡日以前45~31日	1日につき		72円
死亡日以前30~4日	1日につき		144円
死亡日前々日、前日	1日につき		680円
死亡日	1日につき		1,280円
・看取り介護加算 (II) 死亡日以前45~31日	1日につき		72円
死亡日以前30~4日	1日につき		144円
死亡日前々日、前日	1日につき		780円
死亡日	1日につき		1,580円
・退所時相談援助加算	1回を限度として		400円
・退所前訪問相談援助加算	1回を限度として		460円
・退所後訪問相談援助加算	1回を限度として		460円
・退所前連携加算	1回を限度として		500円
・退所時栄養情報連携加算	1回を限度として		70円
・在宅・入所相互利用加算	1日につき		40円
・在宅復帰支援機能加算	1日につき		10円
・再入所時栄養連携加算	1回を限度として		200円
・認知症行動、心理症状緊急対応加算	入所後7日まで1月につき		200円
・排せつ支援加算 (I) (II) (III)	1月につき	(I)	10円
		(II)	15円
		(III)	20円
・ADL維持等加算 (I)	1月につき		30円

・褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）（Ⅱ）	1月につき	（Ⅰ）	3円
		（Ⅱ）	13円
・自立支援促進加算	1月につき		280円
・安全対策体制加算	1回を限度として		20円
・科学的介護推進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）	1月につき	（Ⅰ）	40円
		（Ⅱ）	50円
・生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）	1月につき	（Ⅰ）	100円
		（Ⅱ）	10円
・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）	《令和6年6月から》		
	該当する加算を含む介護保険給費の1か月の合計金額（食費、居住費を除く）		
	に事業所の適合状況に応じた加算率を乗じた金額		1か月単位

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の支給額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせた、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆居住費につきましては、滞在時間にかかわらず1日当りの金額設定となっております。

<低所得の方の負担軽減について>

以下に通り対象となる方は居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

但し、申請が必要となります。

自己負担の上限額（日額 単位：円）

対 象 者		居 住 費		食 費
		多床室 (相部屋)	従来型 個室	
生活保護受給者		0	320	300
老齢福祉年金受給者				
帯全員が市 町村民税非 課税で	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下の方等	430	420	390
	課税年金収入額と合計所得金額が 80万円超えて120万円以下 の方等	430	820	650
	課税年金収入額と合計所得金額が 120万円を超える方	430	820	1,360
基準費用額		855	1,171	1,445

<居室を明け渡さない場合等に係る料金>

1日当たり

利用者の 要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
利用料金	8,190 円 +加算分	8,890 円 +加算分	9,620 円 +加算分	10,320 円 +加算分	11,010 円 +加算分

※加算分については料金発生時に算定している加算を適用する。

施設利用に伴う危険性と発生防止策に関する説明

当施設では、ご利用者様が快適に過ごすことができるように安全な環境作りに努めております。ただし、ご利用者様の身体状況や病気に伴う様々な症状、あるいは日常生活の中で予期せぬ危険性が生じることがあります。下記にその可能性を挙げておりますが、ご自宅でも起こりうる事です。

当施設ではご利用者様の安全と人権を尊重した発生防止策を実施しておりますが、予測を超えた事象が発生する可能性がある事をご理解くださいますようお願い申し上げます。なお、ご不明な点がございましたら職員にお尋ねください。

* 予想される危険性

- 原則的に拘束を行わないことから、歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による事故（骨折、外傷、頭蓋内損傷等）の可能性があります。
- 高齢者で骨がもろい方や骨粗鬆症等の疾患がある方は、通常対応（オシメ交換、移乗介助等）や寝返り、咳やくしゃみ等で容易に骨折する可能性があります。
- 常用薬により、出血や血圧、血糖値の変動が起こりやすい。
- 少しの摩擦で、表皮剥離が出来やすい。
- 軽度の打撲や圧迫により、皮下出血（内出血）が起こりやすい。
- 加齢や症状により、誤嚥、誤飲、窒息の危険性があります。
- 脳や心臓等の疾患がある方は、急変、急死の可能性があります。

* 当施設では下記のような対応策を実施しております。

- 転倒による事故防止のため、歩行や移乗等をされる方への安全な靴の使用。
- 立位や歩行困難にも関わらずベッドから立ち上がろうとする行為や降りようとする方への動作を感知するセンサーの使用。
- 身体状況に合った適切な移動補助具や車椅子、ポータブルトイレ等の選定と使用。
- ベッドより転落の危険性のある方への畳対応及び、衝撃吸収マット、ベッド柵や介助バー等の適切な使用。
- 介護用品や備品の点検、必要に応じて個人の使い慣れたものの使用。
- 常用薬により副作用が見られる場合の服薬内容の検討。
- 表皮剥離や皮下出血予防のため、必要時にはアームウォーマー、レッグウォーマー等の使用及びベッド柵、車椅子等への保護。
- 窒息時の事故防止や食中毒防止のため、食べ物の持ち込みの禁止。（おやつ等の差し入れの際は職員にお渡しください。）
- 障害物や危険な物を取り除く等の環境整備の実施。
- 定期的な事故やヒヤリ・ハットの分析と対応策の検討。

特別養護老人ホーム緑山荘 荘 長 殿

同 意 書

特別養護老人ホーム緑山荘を利用するにあたり、「重要事項説明書」、「看取りに関する指針」およびパンフレットを受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意します。

なお、入院期間中において利用ベッドを短期入所生活介護に提供する事と、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報ならびに利用者の家族の個人情報を用いたり関係機関に開示することについても同意します。

また、利用者や家族等の肖像等を機関誌やホームページに掲載する事や、掲示板に掲示する事についても同意します。

令和 年 月 日

契約者

住 所

氏 名 ㊟

代筆者・契約者の家族または後見人（残置物引取人）

住 所

氏 名 ㊟

契約者の家族または後見人

住 所

氏 名 ㊟

R6.6.1